

国有林野事業における製品生産事業及び造林事業に係る請負事業監督・検査実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 国有林野事業における製品生産事業及び造林事業に係る請負契約の履行の監督及び検査の実施については、法令及び農林水産省会計事務取扱規程（昭和44年農林省訓令第9号。以下「会計規程」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 国有林野事業における製品生産及び造林に係る請負事業をいう。
- (2) 支出負担行為担当官等 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。）並びに林野庁長官、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長をいう。
- (3) 監督職員 支出負担行為担当官等から事業の監督を命ぜられた職員をいう。
- (4) 検査職員 支出負担行為担当官等から事業の検査を命ぜられた職員をいう。
- (5) 設計図書 図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答を含む。）をいう。

(監督職員等の任命)

第3条 支出負担行為担当官等は、職員を事業の監督職員又は検査職員に任命しようとする場合は、当該監督又は当該検査をすべき事務の範囲を明らかにした書面によらなければならない。

- 2 支出負担行為担当官等は、前項により監督職員又は検査職員を任命するに当たっては、事業の監督又は検査に関する知識を有するものを指定するものとする。
- 3 支出負担行為担当官等は、特別の必要がある場合を除き、監督職員と検査職員を兼任させてはならない。
- 4 支出負担行為担当官等は、検査職員を任命するに当たっては、当該事業の監督又は当該事業の実施に携わる職員以外の職員を指定するものとする。

(監督職員等の一般的心得)

第4条 監督職員又は検査職員は、監督又は検査を命ぜられた事業にかかる請負契約書、契約約款、設計図書その他関係書類に基づいて、当該事業の内容を、あらかじめ熟知しておかなければならない。

- 2 監督職員又は検査職員は、厳正、かつ、公平に当該事業の監督又は検査を行わなければならない。
- 3 監督職員は、自己の地位を不当に利用して当該事業に使用する材料若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負者に購入させて、その利益を害してはならない。

(情報通信技術の活用)

第5条 支出負担行為担当官等は、本通知の規定にかかわらず、監督職員が行う監督又は検査職員が行う検査の実施に当たり、情報通信技術を活用することにより、遠隔地において十分な情報を得ることができると判断される場合には、当該情報通信技術を活用することができるものとする。

第2章 監督

(監督職員の職務の範囲)

第6条 監督職員は、契約約款に定めるもの及び支出負担行為担当官等から委任された事項のほか、設計図書に定める職務を行うものとする。

(指示及び承諾)

第7条 監督職員は、契約約款に定めるところにより、請負者に指示又は承諾を行う場合は、原則として書面によらなければならない。

- 2 監督職員は、前項により指示した事項について、請負者が承諾した場合は、その内容を電磁的記録媒体等により請負者から徴しておくものとする。

(事業間の調整)

第8条 監督職員は、同一流域に二以上の事業がある場合は、その実行について、必要な調整を行い、事業の円滑な実施に努めなければならない。

(材料の検査)

第9条 監督職員は、設計図書において、監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された材料については、検査を実施し、当該検査に合格したものでなければ使用させてはならない。

(監督職員の立会い)

第10条 監督職員は、設計図書において、監督職員の立会いの上実行するものと指定された事業については、その実行に立ち会わなければならない。

- 2 監督職員は、やむを得ない理由により、前項の立会いができなかった場合は、実行記録写真等により当該事業が適切に行われたか遅滞なく確認しなければならない

い。

(支給材料及び貸与品)

第 11 条 監督職員は、物品管理官（分任物品管理官を含む。以下同じ。）が請負者に支給材料又は貸与品の引渡しをするときは、これに立会い、設計図書に定める品名、数量、品質、規格又は性能に異なることがないか検査しなければならない。

2 監督職員は、請負者から支給材料又は貸与品の品質又は規格若しくは性能が当該事業の使用に適切でない旨の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、意見を付して支出負担行為担当官等に報告し、その指示を受けなければならない。

3 監督職員は、支給材料及び貸与品について、請負者の保管及び使用状況を管理し、適切でないと認めるときは、請負者に適切な措置を求めなければならない。

4 監督職員は、請負者が物品管理官に返還すべき支給材料又は貸与品があるときは、その引渡しに立ち会うものとする。

(安全の確保及び工程の管理)

第 12 条 監督職員は、労働安全衛生に関する諸法令や諸通知に示す指導事項の遵守状況を確認し、必要な場合は指示を行わなければならない。

2 監督職員は、事業が事業計画表のとおり進捗しているか常に管理し、定期的にその状況を支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

3 監督職員は、事業が事業計画表のとおり進捗せず遅延している状況にあるときは、実行の促進を請負者に指示するものとする。

4 監督職員は、事業が事業期間内に完了できないと認めるときは、遅滞なくその理由及び状況を支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

(事業の変更、中止等)

第 13 条 監督職員は、事業の内容若しくは事業期間を変更し又は事業を一時中止する必要があると認めるときは、すみやかにその理由及び意見を付して支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

(改造の請求及び破壊検査)

第 14 条 監督職員は、事業の実行が設計図書に適合していないと認めるときは、遅滞なく請負者に当該事業の実行部分について必要な措置を請求しなければならない。

2 監督職員は、請負者が契約約款に定める義務に違反して材料を使用し若しくは実行した場合又は事業の実行が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該事業の実行部分を最小限度破壊して検査するものとする。

(臨機の措置)

第 15 条 監督職員は、災害防止その他事業の実行に特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとるよう求めるものとする。

2 監督職員は、請負者が自ら又は前項により、災害防止その他事業の実行上のため臨機の措置をとった場合において、その費用を請負者に負担させることが適当でないとき、その理由を付して支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

(国又は第三者への損害)

第 16 条 監督職員は、請負者が事業の実行について、国又は第三者に損害を及ぼしたときは、すみやかにその事実を調査し、支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

(天災等不可効力による損害)

第 17 条 監督職員は、請負者から天災その他の不可効力により、作業区域、事業の目的物、仮設物、貸与品又は事業現場に搬入済みの事業に使用する材料若しくは機械器具に損害を生じた旨の通知を受けたときは、直ちにこれを調査し、その概要及び対策等を支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

(事業関係者に関する措置請求)

第 18 条 監督職員は、現場代理人その他請負者が事業を実行又は管理するために使用している下請負人、労働者等で、事業の実行又は管理につき、著しく不相当と認められる者があるときは、その理由を明らかにして支出負担行為担当官等に報告し、必要な措置を求めるものとする。

(検査関係資料の提示等)

第 19 条 監督職員は、検査職員から検査に必要な事業関係書類及び資料の提示又は提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(請負者の提出書類)

第 20 条 監督職員は、請負者から書類を受理したときは、これに受理年月日を記入しておくものとする。

2 監督職員は、請負者から受理した書類が支出負担行為担当官等に提出されたものである場合は、必要に応じて、意見又は説明等を付し、遅滞なく支出負担行為担当官等に送付しなければならない。

(監督日誌)

第 21 条 監督職員は、監督日誌を備え、事業の実行状況、監督業務の内容を詳細に記載して当該事業の実行の経過を明らかにしておくものとする。

(事業日報)

第 22 条 監督職員は、請負者から事業日報の提出を受けたときは、その内容について事実と相違することがないか審査するとともに、事業の実行について必要な指示をするものとする。

(実行記録写真等)

第 23 条 監督職員は、設計図書において、実行記録写真等の記録を整備すべきものと指定されたものがあるときは、請負者に当該記録の方法、時期等について必要な指示をするものとする。

(完了届)

第 24 条 監督職員は、監督を命ぜられた事業が完了又は一部完了し、請負者から完了届又は部分完了届が提出されたときは、事業の完了を確認し、当該事業の完了届又は部分完了届に関係書類及び資料を添付して支出負担行為担当官等に提出するものとする。

第 3 章 検 査

(検査の種類)

第 25 条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 事業が完了した場合において、当該事業の全部（指定部分完了検査したものを除く。）について行う検査
- (2) 指定部分完了検査 設計図書において、事業の完了前に引渡しを受けるものと指定した部分について行う検査
- (3) 既済部分検査 事業完了前に当該事業の既済部分について、代価の一部を支払う場合において、当該既済部分について行う検査

(検査の立会い等)

第 26 条 検査職員は、検査を行う場合は、請負者の立会いのうえ行うものとする。

- 2 検査職員は、検査のため必要があると認めるときは、支出負担行為担当官等に監督職員の立会いを求めるものとする。

(給付の内容の確認)

第 27 条 検査職員は、検査に当たっては、設計図書、監督日誌、事業日報、実行写真その他事業関係資料に基づいて、給付の内容を実施について精査し、当該契約の内容に適合しているか確認しなければならない。

- 2 検査職員は、前項の確認のため特に必要があると認めるときは、当該事業の実行

部分を最小限度破壊して検査するものとする。

3 既済部分検査を命ぜられた検査職員は、次に掲げるところにより、当該給付の内容を検査確認しなければならない。

(1) 事業目的物については、当該出来形部分

(2) 材料（設計図書において、監督職員の検査を要するものと指定したものについては、当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものについては、設計図書において部分払の対象とすることを指定したものに限る。）については、事業現場に搬入した材料の数量

（検査調書）

第 28 条 検査職員は、検査を完了した場合は、遅滞なく検査調書を作成し、検査方法、確認した給付の内容の概要その他契約の履行の確認に必要な事項を記載した書面を添付して支出負担行為担当官等に提出しなければならない。但し、法令の規定により、検査調書の作成を省略する場合は、当該関係書類の所要欄に検査年月日を記入し、検査の結果について支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

2 検査職員は、完了検査又は指定部分完了検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであると認めるときは、前項の検査調書に手直しその他必要と認める措置についての意見を記載した書面を添付するものとする。

第 4 章 雑 則

（細則の制定）

第 29 条 森林管理局長は、必要があるときは、この要領に基づいて細則を定めることができる。